

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する平城宮跡歴史公園の公園施設の利用料金の額で令和二年一月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和元年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟の利用料金
1 施設の利用料金

宮跡展望室										施設の種別
C室			B室			A室				
登録学生	登録団体	一般	登録学生 団体	登録団体	一般	登録学生 団体	登録団体	一般	使用区分	
五三〇円	八五〇円	一、〇六〇円	六五〇円	一、〇三〇円	一、二九〇円	六九〇円	一、一〇〇円	一、三七〇円	午前九時から 午後一時まで	
五三〇円	八五〇円	一、〇六〇円	六五〇円	一、〇三〇円	一、二九〇円	六九〇円	一、一〇〇円	一、三七〇円	午後一時から 午後五時まで	
一、〇六〇円	一、七〇〇円	二、一二〇円	一、三〇〇円	二、〇六〇円	二、五八〇円	一、三八〇円	二、二〇〇円	二、七四〇円	午前九時から 午後五時まで	

		団体	
ジョギング・サイ クリングステーシ ョン	更衣室	一人一回につき	三〇〇円

注

- 1 「登録団体」とは、構成員の過半数が県内に住所又は居所を有する者で構成される団体で、事前に登録を行った団体をいう。
- 2 「登録学生団体」とは、構成員の過半数が県内に住所又は居所を有する学生で構成される団体で、事前に登録を行った団体をいう。
- 3 ジョギング・サイクリングステーションの更衣室を使用する場合において、シャワーを使用しないときの更衣室の利用料金は、無料とする。

2 備品の利用料金

普通自転車（電動アシスト自転車を除く。）	一台一日につき	五〇〇円
電動アシスト自転車	一台一日につき	八〇〇円

二 平城宮跡歴史公園駐車場の利用料金

乗合型自動車	一台一回につき	二、〇〇〇円
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）	一時間につき	二〇〇円